

青森県青少年健全育成審議会委員公募要領

令和6年5月15日制定

(趣旨)

第1 この要領は、青少年の健全な育成を図るための県の施策について、県民の幅広い意見を反映させるため、青森県青少年健全育成審議会委員を公募するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(募集人数)

第2 募集人数は、1人とする。

(応募資格)

第3 応募できる者は、年齢が18歳以上（令和6年9月11日現在）の県内在住者とする。ただし、国会議員、地方公共団体の議会の議員、県職員であった者（退職後2年以内の者に限る。）、常勤の公務員及び県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている者、本審議会の公募委員経験がある者を除く。

(応募方法)

第4 応募者は、次の事項を記載した書類（様式任意）を青森県子ども家庭部県民活躍推進課に提出するものとする。

- (1) 氏名（ふりがな）
- (2) 性別
- (3) 生年月日・年齢
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) 職業
- (7) その他（活動分野や自己PRなど）
- (8) 青森県の青少年健全育成についての意見・提言等（800字程度）

2 提出方法は、郵送又は電子メールのいずれかの方法による。

3 提出のあった応募書類は返却しない。

(募集期間)

第5 募集期間は、令和6年5月15日（水）から同年6月20日（木）まで（郵送の場合、当日消印有効）とする。

(委員候補者の選考方法等)

第6 選考に当たっては、応募者から提出された意見・提言等について、別に定める選考委員会において審査を行い、委員候補者を決定するものとする。

2 前項の選考結果は、応募者本人に通知するものとする。

3 第1項に定める選考委員は、次に掲げる職に在る者を以って充てる。

- (1) こども家庭部次長
- (2) こども家庭部県民活躍推進課長
- (3) こども家庭部県民活躍推進課青少年グループマネージャー

(任期)

第7 委員の任期は、令和6年9月11日から令和8年9月10日までの2年間とする。

(職務内容等)

第8 委員の職務内容等は概ね次のとおりとする。

- (1) 青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議（有害図書指定等。年4回程度）
- (2) その他青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議（年1回程度）

2 前項の会議に出席するときは、県の規定に基づく報酬及び旅費を支給するものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。